

家畜衛生情報



小規模（100羽未満）家きん飼養者の皆様へ 今シーズン高病原性鳥インフルエンザが大流行しています！

高病原性鳥インフルエンザは、今シーズン国内において10月28日の岡山県での発生以降、現在家きんで17道県34事例確認されており、新潟県（1事例）や愛知県（2事例）といった隣接県でも発生しています。

鶏と高病原性鳥インフルエンザについて

- ① 高病原性鳥インフルエンザは、鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ② 鶏は、このウイルスに感染した野鳥や野鳥の糞便等に触れることで感染します。
- ③ 鶏はこのウイルスに感染すると、多くの場合、死亡します。（写真）



鶏を感染から守るために！

- ① 鶏が、野鳥や野鳥の糞便等と接触することを避けましょう。
- ② 餌の食べ残しや餌こぼれを片付けましょう。また、餌を保管する入れ物には、必ずフタをし、野鳥やネズミが来て病気をうつす機会をなくしましょう。
- ③ 鶏舎に立ち入る場合は手指・靴等の消毒を徹底しましょう。
- ④ 野鳥等の侵入防止のため、飼育舎にはネット（網目2cm以下）を設置し、穴などがあれば補修しましょう。
- ⑤ 水道水あるいは塩素消毒した水を飲水にしましょう。
- ⑤ 毎月実施している飼養衛生管理基準の自己点検で未実施の項目は改善してください。

異常があった場合には

- 鶏がほぼ同時期に複数羽が死亡する場合は、すぐに獣医さん（動物病院）や家畜保健衛生所に相談して、指示などを受けましょう。

※ペットとして、家きん（鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちょう、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目）を飼育している場合でも、飼養衛生管理基準の対象となりますのでご注意ください。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232